

改正

昭和50年10月31日公営企業管理規程第7号
昭和52年3月29日公営企業管理規程第2号
昭和53年4月18日公営企業管理規程第5号
昭和55年4月22日公営企業管理規程第6号
昭和56年4月28日公営企業管理規程第6号
昭和58年4月1日公営企業管理規程第2号
昭和59年3月23日公営企業管理規程第2号
昭和61年4月1日公営企業管理規程第2号
昭和62年3月31日公営企業管理規程第2号
平成元年3月31日公営企業管理規程第6号
平成2年3月31日公営企業管理規程第2号
平成5年3月31日公営企業管理規程第2号
平成8年4月1日公営企業管理規程第2号
平成9年3月18日公営企業管理規程第1号
平成11年9月24日公営企業管理規程第6号
平成13年3月30日公営企業管理規程第3号
平成16年12月28日公営企業管理規程第7号
平成18年8月29日公営企業管理規程第10号
平成25年12月20日公営企業管理規程第8号
平成26年3月31日公営企業管理規程第2号
平成30年3月23日公営企業管理規程第2号
令和元年9月27日公営企業管理規程第2号

愛媛県営工業用水道供給規程を次のように定める。

愛媛県営工業用水道供給規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この管理規程は、県営工業用水道（以下「工業用水道」という。）の給水について、料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 時間最大使用水量 1日の各時間における使用水量で最大のものをいう。
- （2） 基本使用水量 第6条の規程により通知した使用水量をいう。
- （3） 超過使用水量 基本使用水量をこえて使用した水量から特定使用水量を減じた使用水量をいう。
- （4） 特定使用水量 第8条第3項の規定により通知した使用水量をいう。
- （5） 給水施設 配水管から分岐した給水管及びこれに附属する給水用具で水量メーターまでのものをいう。
- （6） 流末施設 給水施設に附属して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具で、水量メーターから流末の部分をいう（水量メーターを除く。）。

（給水区域）

第3条 工業用水道の給水区域は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- （1） 松山、松前地区工業用水道 松山、松前地区の工業地帯
- （2） 今治地区工業用水道 今治市及びその周辺工業地帯
- （3） 西条地区工業用水道 西条市及びその周辺工業地帯

（給水量の最少限度）

第4条 工業用水道による給水量の最少限度は、一給水先当りの基本使用水量百立方メートルとする。ただし、管理者が承認したときは、この限りでない。

第2章 給水の申込み及び使用水量の決定

（給水の申込み）

第5条 工業用水道による給水を受けようとする者は、1日当りの予定使用水量及び時間最大使用水量の予定を定めて、管理者に給水の申込みをしなければならない。

2 前項の規定により申込みをしようとする者は、申込書に工業用水の使用計画書を添付しなければならない。

（基本使用水量の決定）

第6条 管理者は、前条第1項の申込みがあつたときは、すみやかにその申込みをした者に対する1日当りの使用水量を定め、これをその者に通知するものとする。

(基本使用水量の変更の申込み)

第7条 第5条の規定は、前条の規定により通知を受けた者（以下「需要者」という。）が基本使用水量を変更しようとする場合に準用する。

(特定使用)

第8条 管理者は、工業用水道の給水能力に期間及び時間に余裕があるときは、その期間、時間及び給水余裕能力を需要者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた需要者で基本使用水量をこえる給水を受けようとするものは、使用する期間及び時間並びに時間最大使用水量の予定を定めて給水の申込みをしなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申込みを受けたときは、すみやかにその申込みに係る使用水量並びにその使用の期間及び時間を定め、これをその者に通知するものとする。

4 前項の使用水量は、時間最大使用水量により定めるものとする。

第3章 給水施設等の工事及び管理並びに費用の負担

(工事の申込み)

第9条 需要者は、給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事（以下「工事」という。）を必要とする場合は、あらかじめ管理者にその工事の申込みをしなければならない。

2 給水施設の工事は、申込みによつて管理者が行ない、これに要する費用は、需要者の負担とする。ただし、管理者の承認を受けた場合は、申込者においてこの工事を施行することができる。

3 前項ただし書の規定により申込者が施行する工事については、工事着手前に管理者の設計審査及び材質検査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事完成検査を受けなければならない。この場合において、管理者は、特に必要があると認めるときは、工事施行について立会検査をすることができる。

(給水施設の維持及び管理並びに費用の負担)

第10条 需要者は、善良な管理者の注意をもつて給水施設を管理し、給水施設に異状があると認めるときは、遅滞なくその修繕その他の必要な処置を管理者に請求しなければならない。

2 管理者は、必要と認めるときは、給水施設の修繕その他の必要な処置をするものとする。

3 前2項の規定により行なつた処置に要した費用は、需要者の負担とする。

(給水施設等の連結禁止)

第11条 需要者は、給水施設を上水道管その他の管と連結してはならない。

(配水管の設置に要する費用の負担)

第12条 管理者は、需要者の給水の申込みによつてあらたに配水管の設置が必要となる場合は、別に定める基準により、その設置に要する費用の全部又は一部を需要者に負担させることができる。

(流末施設の工事)

第13条 流末施設の工事は、需要者が施行するものとする。この場合において需要者は、その設計及び監督を管理者に委託することができるものとし、これに要する費用は需要者の負担とする。

2 管理者は、必要と認めるときは、流末施設を調査することができる。この場合において管理者は、その結果に基づきその構造及び管理の改善その他必要な措置を需要者に命ずることができる。

(費用の算出方法)

第14条 第9条、第10条、第12条及び前条の費用の額は、次の合計額とする。

ア 材料費

イ 運搬費

ウ 労務費

エ 道路復旧費

オ 工事監督費

カ 工事設計費

キ 間接経費

ク その他の経費

2 前項の費用の算出に関して必要な事項は、別に定める。

第4章 給水

(給水の原則)

第15条 工業用水道による給水は、天災地変その他不可抗力の原因による場合又は工業用水道施設の維持改良工事等のためやむをえない場合を除きこれを制限し、又は停止することはない。

2 管理者は、緊急の理由がある場合のほか、給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめその日時、区域及び原因を需要者に通知するものとする。

3 第1項に掲げる場合において、管理者は、給水の制限又は、停止により需要者に損害を生ずることがあつても、その責任を負わない。

(使用の開始等)

第16条 需要者は、工業用水道の使用を開始し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を管理者に通知しなければならない。

(需要者の地位の承継)

第17条 需要者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、需要者の地位を承継する。

2 前項の規定により需要者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第18条 需要者は、その氏名、名称又は住所に変更があつたときは、すみやかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(使用量の決定及び通知)

第19条 管理者は、毎月定例日に水量メーターを点検し、その計量値により使用量を決定する。ただし、水量メーターの故障等により計量値により難いときは、管理者の認定するところにより使用量を決定するものとする。

2 管理者は、使用量を決定したときは、すみやかに需要者に通知するものとする。

(水量メーターの検査)

第20条 需要者は、水量メーターに異状があると認めるときは、管理者に水量メーターの機能について検査すべきことを請求することができる。

(水質)

第21条 工業用水道により給水する工業用水の水質は、次に掲げる基準に適合するものとする。

項目	基準
水温	27度以下
濁度	15度以下
水素イオン	5.8～8.6

2 需要者は、供給される工業用水の水質が、前項の基準に適合していないと認めるときは、管理者に、その基準に適合するよう水質を改善すべきことを請求することができる。

(水圧)

第22条 配水管末における最低水圧は、0.05メガパスカルを超えるものでなければならない。

2 需要者は、配水管末における水圧が前項の最低水圧の範囲内に維持されていないと認めるときは、管理者に、水圧の検査を請求することができる。

第5章 料金、手数料等

(料金)

第23条 料金は、次の表の規定により計算した基本料金、超過料金及び特定料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する金額とする。

名称	区分	単位	金額	備考	
松山・松前地区 工業用水道	基本料金	1立方メートル当たり	14円65銭		
	超過料金	1立方メートル当たり	29円30銭		
	特定料金	1立方メートル当たり	14円65銭		
今治地区工業 用水道	第1種	基本料金	1立方メートル当たり	10円85銭	第1種は今治市(朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下を除く。)の地域の需要者に、第2種はその他の地域の需要者に適用する。
		超過料金	1立方メートル当たり	21円70銭	
		特定料金	1立方メートル当たり	10円85銭	
	第2種	基本料金	1立方メートル当たり	11円90銭	
		超過料金	1立方メートル当たり	23円80銭	
		特定料金	1立方メートル当たり	11円90銭	
西条地区工業 用水道	基本料金	1立方メートル当たり	24円20銭		
	超過料金	1立方メートル当たり	48円40銭		
	特定料金	1立方メートル当たり	24円20銭		

- 2 基本料金は、基本使用水量について適用する。
- 3 超過料金は、超過使用水量について適用する。
- 4 特定料金は、特定使用水量について適用する。

(責任使用水量制)

第24条 管理者は、給水開始の日から需要者が、基本使用水量の全部又は一部を使用しなかつた場合であつても、基本使用水量まで使用したものとみなす。

- 2 管理者は、1日の間において、需要者が特定使用水量の全部又は一部を使用しなかつた場合であつても、特定使用水量まで使用したものとみなす。

(料金の徴収等)

第25条 料金は、毎月1回算定して徴収する。

- 2 過誤その他の理由により料金を払いもどし、又は追徴する必要があるときは、その翌月分の料金において精算するものとする。
- 3 料金は、管理者が指定する期日までに納めなければならない。

(納入の督促等)

第26条 管理者は、料金を納めない者がある場合においては、納入すべき期日を指定して督促するものとする。

- 2 需要者は、前項の規定により指定する期日までに納付しなかつたときは、その期日の翌日から納入の日までの日数に応じ当該未納付額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を納めなければならない。

第6章 雑則

(料金の減免)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、料金を減免することができる。

- (1) 第15条第1項の規定により給水を制限し、又は停止したとき。
- (2) 管理者が特に必要と認めたとき。

(給水の停止)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、工業用水道による給水を停止することができる。

- (1) 需要者が工業用水道から給水を受けた工業用水を工業用水以外の用途に使用し、又は管理者の承認を受けないで譲渡したとき。

- (2) 需要者が料金その他この規程により、負担すべき費用の納入を1月以上怠り、管理者が督促しても納入しないとき。

(書類の様式等)

第29条 この管理規程により管理者に提出する書類の様式は、別表のとおりとする。

- 2 前項の書類は、発電工水管理事務所長、工業用水道管理事務所長又は工業用水道建設事務所長を経由するものとする。

第30条 この管理規程に定めるもののほか、給水に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第26条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（昭和50年10月31日公営企業管理規程第7号）

この管理規程は、公布の日から施行し、同日以後に徴収すべき料金から適用する。

附 則（昭和52年3月29日公営企業管理規程第2号）

この管理規程は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日以後に供給する工業用水の料金について適用する。

附 則（昭和53年4月18日公営企業管理規程第5号）

この管理規程は、公布の日から施行し、同日以後に徴収すべき料金について適用する。

附 則（昭和55年4月22日公営企業管理規程第6号）

この管理規程は、公布の日から施行し、同日以後に徴収すべき料金について適用する。

附 則（昭和56年4月28日公営企業管理規程第6号）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の愛媛県営工業用水道供給規程第23条第1項の表の規定は、この管理規程の施行の日以後に徴収すべき料金について適用する。

附 則（昭和58年4月1日公営企業管理規程第2号）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県営工業用水道供給規程第23条第1項の表の規定は、この管理規程の施行の日以後に供給する工業用水の料金について適用し、同日前に供給した工業用水の料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月23日公営企業管理規程第2号）

- 1 この管理規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県営工業用水道供給規程第23条第1項の表の規定は、この管理規程の施行の日以後に供給する工業用水の料金について適用し、同日前に供給した工業用水の料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年4月1日公営企業管理規程第2号）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県営工業用水道供給規程第23条第1項の表の規定は、この管理規程の施行の日以後に供給する工業用水の料金について適用し、同日前に供給した工業用水の料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月31日公営企業管理規程第2号）

- 1 この管理規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県営工業用水道供給規程第23条第1項の表の規定は、この管理規程の施行の日以後に供給する工業用水の料金について適用し、同日前に供給した工業用水の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日公営企業管理規程第6号）

- 1 この管理規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県営工業用水道供給規程第23条第1項の規定は、この管理規程の施行の日以後に供給する工業用水の料金について適用し、同日前に供給した工業用水の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月31日公営企業管理規程第2号）

- 1 この管理規程は、平成2年4月1日から施行する。

- 2 改正後の愛媛県営工業用水道供給規程第23条第1項の規定は、この管理規程の施行の日以後に供給する工業用水の料金について適用し、同日前に供給した工業用水の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日公営企業管理規程第2号）

- 1 この管理規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県営工業用水道供給規程第23条第1項の規定は、この管理規程の施行の日以後に供給する工業用水の料金について適用し、同日前に供給した工業用水の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年4月1日公営企業管理規程第2号）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 この管理規程の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は事業所に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は事業所に勤務を命ぜられたものとする。

愛媛県道前道後発電所発電課発電係長	愛媛県松山発電工水管理事務所発電課発電係長
愛媛県道前道後発電所発電課保守係長	愛媛県松山発電工水管理事務所発電課保守係長
愛媛県道前道後発電所用水管理課管理係長	愛媛県松山発電工水管理事務所用水管理課管理係長
愛媛県道前道後発電所用水管理課面河ダム出張所長	愛媛県松山発電工水管理事務所用水管理課面河ダム出張所長
愛媛県道前道後発電所	愛媛県松山発電工水管理事務所
愛媛県松山・松前地区工業用水道管理事務所管理課施設係長	愛媛県松山発電工水管理事務所工業用水課施設係長
愛媛県松山・松前地区工業用水道管理事務所	愛媛県松山発電工水管理事務所
愛媛県立今治病院医事課入院医事係長	愛媛県立今治病院医事課医事係長
愛媛県立新居浜病院医事課外来医事係長	愛媛県立新居浜病院医事課医事係長

附 則（平成9年3月18日公営企業管理規程第1号抄）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成9年4月1日から施行する。

(愛媛県営工業用水道供給規程の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第2条の規定による改正後の愛媛県営工業用水道供給規程第23条第1項の規定は、施行日以後に供給する工業用水の料金について適用し、施行日前に供給した工業用水の料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年9月24日公営企業管理規程第6号)

この管理規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日公営企業管理規程第3号)

この管理規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日公営企業管理規程第7号)

この管理規程は、平成17年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第2条の規定 平成17年1月16日

附 則 (平成18年8月29日公営企業管理規程第10号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程施行の際現に改正前のそれぞれの管理規程の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの管理規程の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

- 3 この管理規程施行の際現にある改正前のそれぞれの管理規程の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則 (平成25年12月20日公営企業管理規程第8号)

- 1 この管理規程は、平成26年1月1日から施行する。

- 2 改正後の愛媛県営工業用水道供給規程附則第2項及び第3項の規定は、延滞金のうち、この管理規程の施行の日以後の期間に対応するものについて適用する。

附 則 (平成26年3月31日公営企業管理規程第2号抄)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

(愛媛県営工業用水道供給規程の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前から継続して供給している工業用水の供給で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月23日公営企業管理規程第2号）

この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日公営企業管理規程第2号抄）

（施行期日）

1 この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

（愛媛県県営工業用水道供給規程の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日前から継続して供給している工業用水の供給で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

別表様式

1 工業用水給水（変更）申込書	様式第1号
2 工業用水給水（変更）承認書	様式第2号
3 特定使用給水申込書	様式第3号
4 特定使用給水承認書	様式第4号
5 工業用水給水施設、新設、増設、修繕、改造、撤去、工事申込書	様式第5号
6 工業用水使用開始（廃止）届出書	様式第6号
7 工業用水使用中止届出書	様式第7号
8 工業用水給水施設、承継届出書	様式第8号
9 氏名等変更届出書	様式第9号
10 使用水量通知書	様式第10号
11 水量メーター検査請求書	様式第11号

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号

工業用水給水（変更）申込書

年 月 日

管理者 様

住所
 申込者 名称
 代表者

㊟

次のとおり給水を受け（基本使用水量を変更し）たいので使用計画書を添え申し込めます。

受 水 工 場 名	
受 水 期 間	年 月 日まで
受水開始予定年月日	年 月 日
使 用 水 量	時間最大使用水量 立方メートル／時 同使用時間 時間 1日当りの予定使用水量 立方メートル／日
工 業 用 途 名	
受水装置の概要 (図 面)	
備 考	

注 不用の文字は、まつ消すること。

工業用水給水（変更）承認書

年 月 日

様

管理者 ⑨

年 月 日付けで申込みのあつた工業用水の給水は、次のとおり承認します。

給 水 工 場 名			
契 約 基 本 使 用 水 量	時間最大使用水量 立方メートル/時	変更後の 基本使用 水 量	時間最大使用水量 立方メートル/時
	1日当り使用水量 立方メートル/日		1日当り使用水量 立方メートル/日
給 水 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考			

承認条件

- 1 需要者は、基本使用水量を減量することができない。
- 2 給水期間満了の際、県、需要者双方いずれか一方よりなんらの申出がない場合には、本承認は、更に1年間有効とし、その後もこの例によるものとする。
- 3 この承認書に定めのない事項については、工業用水道事業法その他法令に定めるもののほか、県営工業用水道供給規程による。

特 定 使 用 給 水 申 込 書

年 月 日

管理者 様

住所
申込者 名称
代表者

印

次のとおり特定使用の給水を受けたいので申し込みます。

受 水 工 場 名	
希望特定使用水量	時間最大使用水量 立方メートル/時 1日当り予定使用水量 立方メートル/日
受 水 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
備 考	

No. _____

特 定 使 用 給 水 承 認 書

年 月 日

様

管理者 ㊟

年 月 日付で申込みのあつた特定使用の給水は、次のとおり承認します。

給 水 工 場 名	
特 定 使 用 水 量	時間最大使用水量 立方メートル/時
	1日当り使用水量 立方メートル/日
給 水 期 間	<p style="text-align: center;">年 月 日 時から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時まで</p>
備 考	

様式第5号

工業用水給水施設 ^{新設、増設、修繕} _{改 造、撤 去} 工事申込書

年 月 日

管理者 様

住 所
請求者 名 称
代表者

印

次のとおり給水施設工事を行ないたいので申し込みます。

受 水 工 場 名	
工 事 の 概 要	
用地承諾関係 (承諾書写を提出) すること。	
工事完成希望予定日	年 月 日
その他 〔施設々置〕 〔希望地点〕 〔附近図等〕	
理 由	

工業用水使用開始（廃止）届出書

年 月 日

管理者 様

住所
届出者 名称
代表者

印

次のとおり工業用水の使用を（開始した）
（廃止したい） のでお届けします。

受 水 工 場 名	
基 本 使 用 水 量	時間最大使用水量 立方メートル/時 1日当り使用水量 立方メートル/日
使 用 (開 始) (廃 止) 年 月 日	年 月 日
理 由	

注 不用の文字は、まつ消すること。

工業用水使用中止届出書

年 月 日

管理者 様

住所
届出者 名称
代表者



次のとおり工業用水の使用を中止いたしたいのでお届けします。

受 水 工 場 名	
中 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
中 止 の た め 使 用 し な い 水 量	時間最大使用水量 1日当り使用水量 立方メートル/時 立方メートル/日
基 本 使 用 水 量	時間最大使用水量 1日当り使用水量 立方メートル/時 立方メートル/日
中 止 の 理 由	

工業用水給水施設、承継届出書

年 月 日

管理者 様

新所有者 住 所
 名 称
 代表者 _____ 印

旧所有者 住 所
 名 称
 代表者 _____ 印

次のとおり工業用水使用者の地位を承継しましたからお届けします。

受 水 工 場 名	
給 水 施 設 場 所	県 市 町 番地
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

氏名等変更届出書

年 月 日

管理者 様

住所
届出者 名称
代表者

印

次のとおり氏名（名称、住所）を変更いたしたいので届け出ます。

受 水 工 場 名		
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

注 不要の文字は、抹消すること。

使 用 水 量 通 知 書

年 月 日

様

管理者



年 月分の工業用水の使用水量は、次のとおりであります。

使 用 水 量		立方メートル
同上のうち認定した期間 及 び 水 量		日 時から 日 時まで 立方メートル
使用水量のうち超過使用 水 量		立方メートル
承 認 水 量	基本使用水量	立方メートル/日
	特定使用水量	日 時から 日 時まで 日間 立方メートル/日
減 免 事 項		
そ の 他 の 事 項		

水量メーター検査請求書

年 月 日

管理者 様

住所
請求者 名称
代表者

印

次のとおり水量メーターの検査を請求いたします。

受 水 工 場 名	
メーターの種類	
設 置 場 所	
請 求 の 理 由	